

気仙圏域医療介護連携推進会議設置要綱

(設置)

第1 「気仙圏域医療介護連携推進会議」(以下「圏域連携会議」という。)は、医療・介護等の必要な分野の代表者等の参画を得て、気仙保健医療圏域における医療介護連携体制の構築について協議を行うことを目的として設置する。

(所掌)

第2 圏域連携会議の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県保健医療計画で示す医療連携体制の構築・推進に関すること。
- (2) 医療連携及び医療介護の連携体制の推進に関すること。
- (3) 医療連携推進プランの策定に関すること。
- (4) 地域医療連携クリティカルパス構築に係る取組みの検討に関すること。
- (5) 住民及び医療機関等関係機関に対する地域医療連携に関する情報の周知方法の検討に関すること。
- (6) 地域医療構想に関すること。
- (7) 前各号に準ずる重要な事項に関すること。

(組織)

第3 圏域連携会議は、大船渡保健所運営協議会を構成する者のうち大船渡保健所長が指名する者及び救急搬送関係機関、保健・医療・福祉サービスを担う行政機関、団体等の担当部課長に相当する職の者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4 圏域連携会議に会長を置き、会長は各委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、所掌事項の検討に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第5 圏域連携会議は、会長が召集する。

(定足数)

第6 圏域連携会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うこと

ができない。

(ワーキンググループ)

第7 圏域連携会議にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8 圏域連携会議の庶務は、岩手県大船渡保健所において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

2 この要綱の施行の日から平成29年3月31日までの間に任命される委員(第3第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。)の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。